

第6 環境・利用と調和した海岸づくり

1. 海岸漂着物対策

海岸に漂着する大規模な流木及びゴミ等処理するため、これまで補助事業（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業）の拡充等を図ってきた。平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が成立し、さらなる海岸漂着物対策が望まれる。



広範囲にわたる流木の被害
(平成18年7月)



大量のゴミが漂着した海岸

2. 海岸の利用活性化

平成11年の海岸法改正で法目的に「環境」及び「利用」を追加。また、平成19年7月施行の海洋基本法に「海洋に関するレクリエーションの普及」、「海岸の適正な利用の確保」が掲げられており、海岸の利用活性化による地域づくりの支援が求められている。



利用活性化により地域づくりに
寄与することが期待される海岸



夏の海水浴



海沿いでのサイクリング



地引き網



サーフィン

様々な海岸の利用状況